

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 5 月15日
【会社名】	セイコーホールディングス株式会社
【英訳名】	SEIKO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 吉伸
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座 4 丁目 5 番11号
【電話番号】	03 (3563) 2111
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 瀧沢 観
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座 1 丁目26番 1 号 セイコーホールディングス株式会社
【電話番号】	03 (3563) 2111
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 瀧沢 観
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社連結グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2020年4月30日

(2) 当該事象の内容

(持分法適用関連会社の株式譲渡に伴う特別利益の発生)

当社子会社であるセイコーインスツル株式会社(以下、S I I)は、ミネベアミツミ株式会社(以下、ミネベアミツミ)及び株式会社日本政策投資銀行との間で、S I Iが保有する当社持分法適用関連会社であるエイブリック株式会社(以下、エイブリック)の全株式をミネベアミツミへ譲渡する株式譲渡契約を2019年12月17日付けで締結し、当該契約に基づき、2020年4月30日にエイブリック株式の譲渡を実行いたしました。

これに伴い、2021年3月期第1四半期連結会計期間において、株式譲渡益及び未実現利益の実現額を特別利益として計上いたします。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2021年3月期第1四半期連結会計期間において、株式譲渡益及び未実現利益の実現額を特別利益として71億円計上する見通しです。

特別利益のうち、株式譲渡益は38億円、未実現利益の実現額は33億円であり、未実現利益の実現額は、2016年のS I Iからエイブリックへの半導体事業移管時に発生し連結財務諸表上消去していた移転利益のうち、当該株式譲渡に対応する部分の金額が実現するものであります。

また、特別利益のうち、株式譲渡益の金額につきましては、譲渡価額の調整等に伴う変動要素があります。

以上